

(第39号議案)

## 中野区犯罪被害者等支援条例の制定について

### 1 条例制定の目的

中野区における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、区民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、本条例を制定するものである。

### 2 条例で定める主な内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 区の責務
- 第5条 区民等の責務
- 第6条 犯罪被害者等の支援に係る施策の実施
- 第7条 犯罪被害者等の支援を行う人材の養成
- 第8条 区民等への広報等
- 第9条 委任

### 3 条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援に係る施策（案）

#### (1) 第6条第1項第1号関連 経済的負担の軽減のための支援

##### ○支援金の支給

- 犯罪被害により死亡した場合 30万円
- 犯罪被害により重症病を負った場合 10万円
- 犯罪被害により死亡した区民の収入により生計を維持していた18歳以下の子どもがいた場合、子ども1人につき 30万円

#### (2) 同第2号関連 日常生活又は社会生活を営むことが困難となった者に対する支援

##### ○緊急生活サポート事業

- 被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅に家事、育児、介護等を行う協力員を派遣する。(被害発生日から1年以内、利用時間の上限60時間)

○配食サービス

被害により家事等に支障をきたしている区民に、1日1回家族の人数分の弁当を配達する。(被害発生日から30日以内)

(3) 同第3号関連 精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するための支援

○カウンセリング費用助成

被害により精神的被害を受けた区民に、臨床心理士等へのカウンセリングにかかる費用を1回5千円を上限に10回まで助成する。

(4) 同第4号関連 法律問題の解決に向けた支援

○法律相談料助成

犯罪被害者等が直面している法律問題の解決に向けて、弁護士に相談する費用を1回5千円を上限に3回まで助成する。

○弁護士費用助成

刑事裁判や民事裁判において、別に定める条件により弁護士に手続き等を依頼する場合の弁護士費用を20万円を上限に助成する。

(5) 同第5号関連 従前の住居に居住することが困難になった場合における転居等に係る支援

○緊急一時居住費用及び転居費用等助成

自宅での被害や再被害への不安等から、従前の住居に居住することが困難になった場合、緊急的にホテル等へ宿泊する費用、別の住居に転居する費用等を合わせて20万円を上限に助成する。

4 施行時期

令和2年4月1日